

第1回宮城県上水・工水・下水道一体官民連携運営検討会

水道分野における 官民連携の取組状況について



平成29年 2月

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

水道を取り巻く状況

現状と課題

※1 H26年度(水道統計)

我が国の水道は、**97.8%の普及率**※1、「安全でおいしい水」を達成。一方で、水道事業は市町村経営が原則であり、以下の課題に直面し、特に小規模事業者ほど深刻な状況にある。

①人口減少に伴う水需要の減少

※2 国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口(H24年1月推計))
※3 日本の将来推計人口と上水道普及率(H21実績)をもとに給水人口を算出し有収水量ベースで厚生労働省が推計

- ・ 約40年後には、人口は約3割減少(約8,600万人)※2
- ・ 水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少※3。

②水道施設の老朽化等

※4 基幹管路。H26年度全国平均(水道統計)
※5 S40年度、H26年度(水道統計)

- ・ すべての管路を更新するには約130年かかる想定。
- ・ 耐震適合率は36.0%にとどまり※4、大規模災害時には断水が長期化するリスク。
- ・ 施設の稼働率は年々低下している。(S40年度 約100% → H26年度 約70%※5)

③職員数の減少

※6 H26年度(水道統計)

- ・ 組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の3割減※6。
- ・ 特に中小規模の事業者において、職員の高齢化も進行。

④必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ

※7 総務省平成25年度地方公営企業年鑑

- ・ 約5割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)※7。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

水道事業の維持・向上に関する専門委員会について

水道事業を取り巻く課題を踏まえ、広域連携の推進、水道施設の適切な維持管理・更新の促進等の水道事業の基盤強化及び指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策に係る専門的事項について、厚生科学審議会生活環境水道部会に設置された「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において議論を進め、報告書をとります。

構成員

浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
浦上 拓也	近畿大学経営学部教授
岡部 洋	一般社団法人日本水道工業団体連合会上級アドバイザー
小幡 純子	上智大学法科大学院教授
◎滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
湯谷 仁康	北海道環境生活部環境局長
永井 雅師	全日本水道労働組合中央執行委員長
平井 和友	神奈川県政策局政策部長
藤野 珠枝	主婦連合会副会長
望月 美穂	株式会社日本経済研究所社会インフラ本部部長
山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授
吉田 永	公益社団法人日本水道協会理事長
渡部 厚志	松江市上下水道局長
渡辺 皓	全国管工事業協同組合連合会副会長

(50音順・敬称略。◎は委員長)

検討経過

- 平成28年3月22日の第1回以降、11月までに9回開催。
- 11月22日の第9回専門委員会において報告書をとります。

【報告書に示された主な事項】 官民連携の推進

現状・課題

- 水道事業経営における多様な選択肢として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境が必要。
- また、「日本再興戦略2016」(成長戦略)や「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太)で、水道事業におけるコンセッション方式の推進が求められている。

※公共施設等運営権方式(コンセッション方式):

PFIの一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、契約により、水道事業の運営権を民間企業に設定する方式。

- 一方で、以下のような指摘がなされている。
 - ・コンセッション方式により水道事業を運営する民間事業者が水道法上の認可を取得し、全責任を負うこととするのは、実態と水道法上の責任が合っていないのではないか。
 - ・運営権者が事業継続できなくなった場合に、地方公共団体側が最終的な責任を果たせないのではないかと懸念や、認可を持たない地方公共団体には、水道法上の責任の根拠がないことも、コンセッション方式をなかなか採用できない原因の一つではないか。

対応の方向性

- 国は、水道事業者による様々な形の官民連携の検討等に当たって必要となる情報や留意点を、先進事例等を踏まえながら、詳細に提供する。
- コンセッション方式の導入に向けた制度上の環境整備を行う。
 - 水道事業等においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に留意し、法制的に必要な対応を行う。
- 民間企業が水道事業の運営に関わることを前提とした料金原価の算定方法を明確にする。

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

水道事業者等である地方公共団体が、その事業の一部を公共施設等運営権※を有する者に行わせることができる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施工する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定事業者が行う旨を規定。

施行期日

平成30年4月1日(予定)(ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))

※調整中の案であり、今後変更があり得る。

厚生労働省における官民連携推進のための取組

1. 地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ

- 水道分野における官民連携推進協議会の開催
 - ・平成27年度は、富山(7/28)、東京(10/2)、大阪(12/4)、広島(2/5)の4か所で開催
 - ・平成28年度も、4か所程度で開催予定
 - 開催地：「東京(8月22日)、愛知(10月5日)、宮城(12月19日)、福岡(2月3日)」
- 「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成(平成26年3月)
 - ・従来のPFI導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に向けた検討にかかる内容等の充実



会場の模様

2. 予算における支援措置

- 平成27年度から開始している厚生労働省による水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業を平成28年度においても継続。【平成29年度予算案においても必要な予算を計上】
 - ・地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業
(生活基盤施設耐震化等交付金 (H28予算)130億円の内数、交付率1/3、実施主体：地方公共団体
【H29予算案】169億円の内数、交付率1/3※H29以降に事業を実施した場合は1/4、
実施主体：地方公共団体)
 - ・地方公共団体での官民連携の検討を促進させるため、コンサルタントによる助言等を実施
(官民連携等基盤強化支援事業費 (H28予算)0.1億円、実施主体：国)
【H29予算案】0.1億円
- また、平成28年度第2次補正予算において、厚生労働省による水道事業におけるコンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用(20億円)について生活基盤施設耐震化等交付金により事業費の一部を交付することや、内閣府によるコンセッション事業導入の前提となるデューデリジェンス(資産評価)、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援することを盛り込んでいる。今後の支援については、2次補正予算の執行状況を勘案し、対応を検討。

3. 水道施設整備におけるPFI事業・コンセッション事業への対応拡大

- 従来は、BTO方式のみ対象としていたところであるが、平成27年度より水道施設整備費補助及び生活基盤施設耐震化等交付金において、BOT方式も対象に拡大。
- 交付要綱に該当する地方公共団体においてコンセッション事業が行われる場合についても支援が可能となるよう交付要綱を改正(H28年4月1日から施行)

コンセッション方式を活用したPFI事業の案件形成にかかる検討の進捗状況

(1) 大阪市

- 大阪市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた取組を継続中。
 - ・ 平成28年2月市議会において、条例改正案を再提出。しかし、経営形態の見直しに慎重な意見が多く、平成28年3月29日に本条例案は継続審査。

(2) 奈良市

- 奈良市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省による官民連携等基盤強化支援事業として、奈良市の検討業務を支援。
 - ・ 平成28年3月市議会において、条例制定案を提出。しかし、議会及び市民への説明が唐突であるなどの理由で、平成28年3月25日に本条例案は否決。

(3) 広島県

- 広島県では、水道事業でのコンセッション方式を含む官民連携の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用。
 - ・ 平成28年1月に、「県営水道事業における公共施設等運営権活用検討調査報告書」を公表。
(3月25日の産業競争力会議 第37回実行実現点検会合にて検討結果を報告)

(4) その他の自治体

- 厚生労働省では、以下の事業を平成27年度から開始。
各自治体が、コンセッション方式を含めた官民連携を進めるための検討など、具体的な案件形成に向けた取組を円滑に進めていけるよう支援を実施。
 - ・ 水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業。
(生活基盤施設耐震化等交付金、交付率1/3、実施主体:地方公共団体)
⇒ 3事業体(広島県、橋本市、紀の川市)において、検討が進行中。
 - ・ 官民連携の検討を促進させることを目的として、コンサルタントによる助言等を実施。
(官民連携等基盤強化支援事業費、実施主体:国)
⇒ 2事業体(奈良市、ニセコ町)において、検討が進行中。
- 引き続き、上記支援を進めるとともに自治体への個別の働きかけを強化する等により検討対象自治体の増加を図るべく努力。